

# 生活保護のしおり

これは生活保護制度の仕組みや申請手続きについて説明したものです。  
ご相談やわからないことがある方は、お気軽におたずねください。



生活保護の申請は国民の権利です。

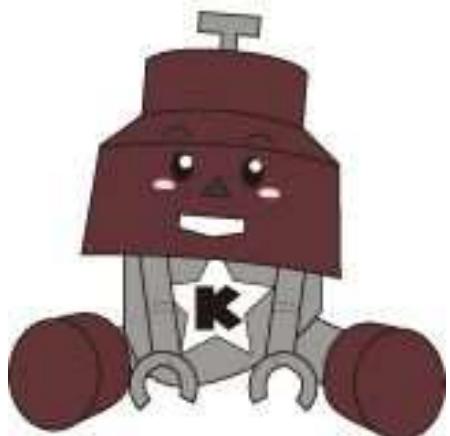
生活保護を必要とする可能性はどなたにも  
あるものですので、ためらわずにご相談ください。



日本国憲法 第25条 第1項  
すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

生活保護法 第1条

この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民 に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、 その自立を助長することを目的とする。



川口市マスコット「きゅばらん」

川口市社会福祉事務所  
(川口市役所福祉部生活福祉1課・2課)

# 第1 生活保護申請手続きの流れ

## 相談

お住まいの地域の福祉事務所（川口市にお住まいの方は川口市役所生活福祉1課・2課）に、困っている内容をご相談ください。

## 申請

生活保護を希望する方は、生活保護を受給するための申請書類を提出していただきます。

## 調査 審査

申請をすると、福祉事務所が生活状況、資産状況などを調査します。調査のあと生活保護による支援が必要かどうか審査します。

## 決定

審査の結果、生活保護の適用の可否を文書でお知らせします。生活保護が開始されると、保護費の支給や支援が始まります。

## 1 相談



生活に困っているが、何かいい方法は無いか？生活保護は受給できるのか？と思ったら、福祉事務所（川口市にお住まいの方は川口市役所生活福祉1課・2課）にご相談ください。

相談の時は生活状況や資産状況、親族との交流状況などをお聞きします。プライベートな部分もありますが、できる限り詳細をお話しください。相談の中で、生活保護の制度について詳しく説明を聞き、生活保護が必要な場合には申請してください。また、来所できないときは、お電話をいただければ、ご自宅に訪問することも可能です。

お聞きした相談内容などの個人情報は守られますので、安心してお話しください。

## 2 申請



生活保護は、ご本人の意思で申請することが必要です。生活保護の申請は、福祉事務所にある申請書類に記入し、提出していただきます。

また、申請に伴い、調査に必要な書類の記入や、資産状況や収入状況を確認できる資料、マイナンバー、基礎年金番号などが求められます。なお、マイナンバーや基礎年金番号がわからなくても申請をさまたげることはありません。

何らかの事情でご本人が申請できないときは、ご親族が代理で申請することもできます。※明らかに窮屈した状況にあるときは、本人からの申請がなくても、福祉事務所の判断で生活保護を開始する場合があります。

### 3 調査・審査



申請を受けると、生活保護が必要かどうか様々な調査が始まります。

最低生活費を認定するための調査、資産や収入の調査、銀行や生命保険会社への照会、生活歴、職歴、資格等の聞き取りや関係機関への照会、通院、入院している場合は担当医に病状や稼働能力などをうかがいます。なお、稼働能力は総合的に審査いたします。

また、生活保護受給中にも必要に応じて調査等を行う場合があります。



#### ご自宅への訪問

福祉事務所の職員がご自宅にうかがい、生活や健康状況、学歴や職歴、ご親族との関係性等をお聞きします。お話をうかがうなかで世帯の認定を検討していきます。



#### 資産について

申請時に提出していただいた申告書のほか、福祉事務所が銀行や生命保険会社等へ調査を行います。現金、預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、高価な貴金属、有価証券等の資産は生活費に充てていただきます。

生活保護法上、保有の認められないものは売却して生活費に充てていただきますが、世帯全体の資産のうち、自立に効果的であると判断されるものについては保有を認められることがあります。

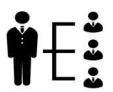
居住用不動産(家屋、土地)の保有は原則として認められますが、一定額以上の価値が認められる場合は、リバースモーゲージ(高齢者世帯向けの自宅を担保にした貸付制度)の活用や売却をしていただきます。

個別の事情によっては、自動車やオートバイ、生命保険、学資保険の保有が認められる場合もあります。なお、負債、借金等につきましては、最低生活の維持のため、『法テラス(弁護士)』等の活用をお願いしています。



#### 能力の活用について

働く能力がある方は、その能力に応じて働く必要があります。ただし、病気や障がい、その他の理由で働けない方は、その問題解決を優先とします。なお、当福祉事務所では就労支援や職業訓練等の支援を行っています。



#### 扶養義務について

親、子ども、兄弟姉妹など、民法上の扶養義務のある方から援助を受けることができる場合は受けて下さい。また、交流のない扶養義務者についても戸籍調査等により居住地を把握させていただきます。

その後、申請された方の生活歴や交流状況等から、扶養照会先を検討いたします。養育費を受け取る権利のあるお子さまについても、同様に扶養照会を検討いたします。

なお、親族の扶養は可能な範囲で行うものであり、援助可能な親族がいることで、生活保護の申請ができないということにはなりません。

また、DV(配偶者、夫婦間暴力)や虐待などで特別な事情がある場合には、親族への照会を見合わせることもあるため、事前にご相談ください。



## ほかの制度の活用について

生活保護法のほか、生活を支えるための法律や制度が30種類以上あります。聞き取りや照会、調査を行うなかで、受給資格の有無や減免制度に該当するか等を審査します。

活用可能な法律や制度がある場合は、それらを活用していただきます。



## 4 決定



### 生活保護開始決定のしくみ(=要否判定)

様々な調査をしたあと、生活保護の利用ができるかどうかの審査を行います。

判定にあたっては世帯単位の生活費や住宅費、医療費などで算定される最低生活費と世帯収入（就労収入、賞与、年金収入、各種手当、養育費、援助収入、他法制度の補償金など）を比較して判定します。

最低生活費に対し、世帯の収入が不足する場合に生活保護制度を利用し、生活保護によって不足部分を補います。自力で得ることができる世帯収入が最低生活費を超える場合には、生活保護の制度は適用できません。



#### 世帯単位とは

生活保護は原則として、生活を共にしている方たち（家計や扶養義務、関係性等）をひとつの単位とし、世帯単位といいます。申請後、ご自宅にうかがい、その生活状況等と調査によって世帯認定を行います。



#### 最低生活費とは

同じ世帯で暮らす方の人数や年齢、お住まいの状況、教育や医療、介護などにかかる費用を調査し、その世帯に属するすべての方が1ヶ月間、健康で文化的な最低限度の生活を送るために必要な金額を算出したものを最低生活費といいます。



#### 世帯収入とは

世帯に属するすべての方の得ている収入が対象となります。働いて得ている収入、各種年金や手当、他の法律や制度により受給している収入、親や兄弟姉妹などからの援助収入、ご自身の資産を貸したり売ったりして得ている収入があげられます。これらの収入すべてを合算したものを世帯収入といいます。

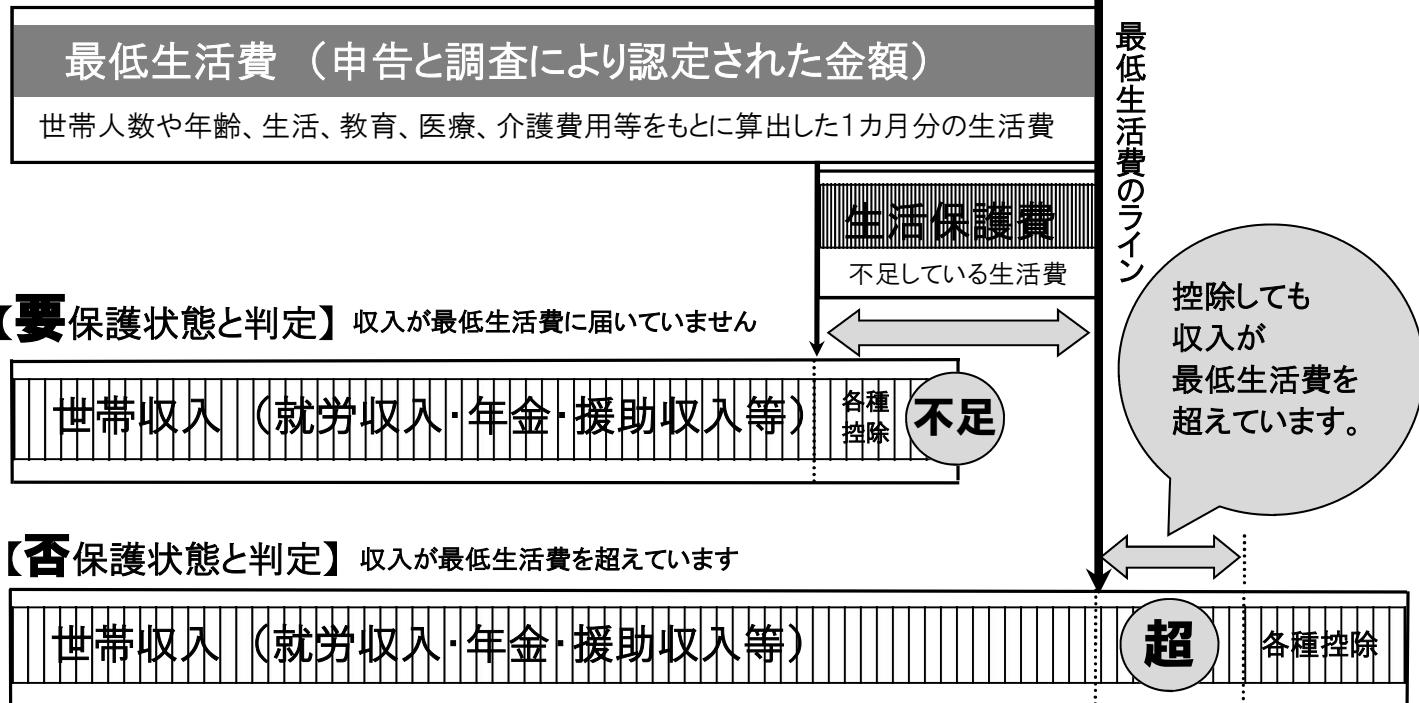
## ※資産をすぐに生活に活用できない場合について（法第63条）



資産（預貯金・生命保険・土地家屋・交通事故等の補償金・年金や手当・相続金等）があるものの、すぐに生活に充てることができず、生活に困窮してしまう事情があり、やむを得ない場合はいったん生活保護を開始します。

ただし、資産が活用できる状態になったときは、保護を開始した日から支給した保護費（医療扶助・介護扶助等も含む）を福祉事務所に返還していただきます。なお、この際、世帯の自立の観点から一部返還を免除することがあります。

### （要否判定の例）



※最低生活費は、国が定める基準額に基づき、世帯員の年齢や人数、加算額によって決定しますので、常に一定額ではありません。



### 結果の通知について

申請のあつた日から原則として14日以内（特別な事情で調査に時間を要する場合には最長で30日以内）に生活保護の利用ができるかどうかの結果を通知します。

# 第2 生活保護が開始されたら

認定された最低生活費から収入等が控除され、1ヶ月分の生活保護費が支給されます。また、福祉事務所が世帯の経済的・社会的・日常生活的自立に向けた支援を行います。

1

## 扶助の種類

生活保護の扶助の種類は次の8種類です。支給決定にはそれぞれ条件があります。各扶助の需要が認められた合算額が世帯単位の最低生活費となります。

### 生活扶助



衣食（I類）、光熱水費（II類）など日常生活に必要な費用を個人の年齢、世帯の人数などから算定し支給します。  
なお、需要が認められる方に対して様々な加算があります。

- 児童養育加算  
○母子加算（ひとり親世帯等）  
○障害者加算  
○妊婦・産婦加算  
○介護保険料加算 等々

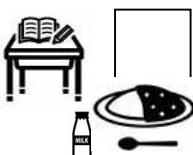


### 住宅扶助



家賃、地代、住宅の補修などの費用を定められた限度額内で支給します。なお、公営住宅の家賃は、原則として福祉事務所が直接納付します。また、家賃を家主様に直接支払う代理納付制度もありますので、ご相談ください。

### 教育扶助



子どもが義務教育を受けるための学用品、給食費などの最低限必要な費用を支給します。なお、義務教育のうち学年全体で購入する教材費や部活動に必要な費用は支給対象となる場合がありますので、ご相談ください。

### 医療扶助



医療費は現物給付（金銭ではなく医療券）となるため、受診するときは医療券を医療機関に提出してください。医療保険の適用内であれば、原則として自己負担額は発生しません。

治療材料や施術なども要件にあてはまれば、支給できるものもあります。

なお、詳しい内容については、『病院の受診方法』『後発医薬品の使用』をお読みください。

## 介護扶助



介護認定を受けていた方が介護サービスを受ける時の自己負担1割分が現物給付（金銭ではなく介護券）となるため、自己負担は原則としてありません。なお、介護サービス（住宅改修、福祉用具購入を含む）の利用希望がある場合には、担当のケースワーカーや地域包括支援センターへ、ご相談ください。

## 出産扶助



基準限度額内で出産費用を支給できます。他法制度で費用を捻出できる場合はその制度を優先していただきます。

## 生業扶助



就職するため必要となる技能、資格習得にかかる費用や高等学校等の就学費用を支給できます。

## 葬祭扶助



世帯員が亡くなった際に必要な葬儀費用などは、限度額内での支給が可能です。なお、単身世帯の方が逝去された場合は原則的にご親族に葬儀をお願いしております。



### 一時扶助について

生活を送るうえで、一時的に必要な費用（おむつ代、持家の家屋修繕費、住宅契約更新料、通院等交通費、高等学校等の通学にかかる定期代等）が、日々の家計のやりくりでは貯えない場合、本法上の要件に合えば毎月の保護費のほかに、臨時にその費用が支給されます。ただし、事前に福祉事務所にご相談（保護変更申請書の提出）ください。また、見積書や領収書が必要になる場合があります。



### 減免制度等について

生活保護受給中は申請によって減額または免除を受けることができます。

種類	手続き	窓口	備考
市民税・県民税	開始初年のみ必要です。	市民税課	減免申請が可能です。手続き日以降に納期が到来するものが対象です。（既に納期限後のものは減免対象外です。）
個人事業税	必要です。	県税事務所	
固定資産税	必要です。	固定資産税課	現に居住に供している土地家屋のみです。
国民年金保険料	一部必要です。	国民年金課または街角年金センター	生活扶助の支給がない場合は減免申請が必要です。
J R通勤定期券	必要です。	生活福祉1課・2課	通勤のみです。
N H K放送受信料	必要です。	N H K	全額免除です。



### 就労自立給付金について

就労収入の増加により、最低生活費を超え、生活保護を必要としなくなった世帯に対して支給できる給付金です。



### ① 毎月の保護費

生活保護費は、原則として毎月5日(5日が土日、祝日に当たる場合は、直前の平日)に指定の金融機関に振り込みます。なお、世帯の事情により、福祉事務所まで来所していただく場合もあります。

### ② 臨時の保護費

アパートの契約更新料や通学定期代など、臨時で必要となる一時的な保護費は申請により翌月または翌々月分の保護費にあわせて支給するか、臨時に支給します。

## 生活保護を受給している方の権利が保障されています

① 正当な理由なく、保護費が削減されたり、生活保護が受給できなくなったりすることはできません。

② 受け取る保護費や現物給付に対して、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。

③ 生活保護の決定（生活保護申請の却下、変更、停止または廃止）に不服があるときは、決定を知った日の翌日から数えて3ヶ月以内に埼玉県知事に対して、審査請求をすることができます。

## 生活保護を受給している方の義務があります

### ① 生活向上に努力をする

働ける方はその能力に応じて、働いて収入を得ることができるよう努めてください。病気やけがで働けない方は、病院を受診し治療に専念してください。

### ② 保護費を支給目的のために使う

住宅の家賃、教材費などの学納金は、それぞれの使途のために支給しているものですので、滞納などがないようにしてください。家賃などを滞納した場合は、代理納付として福祉事務所が債権者に直接振込を行うことがあります。

### ③ 生活保護法に基づく指示・指導を守る

福祉事務所から、正しく生活保護を受給するために必要な指示や指導を受けたときには、これらを守らなければなりません。

## 届け出ていただくこと



生活状況に変化があったときには、速やかに届け出をしてください。生活保護費の変更を行う必要があります。届け出が遅くなった場合、生活保護費の増減が生じ家計に影響を与えてしまいます。例えば以下のような場合です。



### 世帯の状況に変化があったとき（例）

- 家族に変化があったとき（結婚・出生・死亡・転入転出・入退学・休学・卒業・入退院・事故など）
- 住所・家賃・地代などが変わるとき（転居などについては必ず事前に相談してください）
- 就職や離職をしたとき
- 健康保険の資格を取得または喪失したとき
- 生命保険などの加入、解約、名義変更をしたとき
- 帰省などで家を長期間留守にするとき
- その他、生活状況に大きな変化があったとき



**【大学・専門学校への就学について】**高校卒業後に大学、専門学校等（各種学校の一部を含む）での就学が、世帯の自立助長の観点から特に効果的と認められる場合は、世帯分離により、就学等が可能です。お子様の進路についてはできるだけ早くケースワーカーにご相談ください。



### 【進学・就職準備給付金について】

生活保護受給世帯の子どもが大学や専門学校などへ進学した場合や、高校卒業後に就労により生活保護を必要としなくなった方に、新生活立ち上げのための費用として支給されます。



### 世帯の収入に変化があったとき（例）

- 毎月の給与を受け取ったとき
- 賞与収入を受け取ったとき
- 年金などの公的手当を受け取ったとき
- 生命保険の入院給付金や解約返戻金を受け取ったとき
- 交通事故の慰謝料、補償金などを受け取ったとき
- 債務整理（個人の借金を整理すること）による過払金を受け取ったとき
- 不動産など資産の売却益を受け取ったとき
- 相続、養育費、仕送りなどの収入を受け取ったとき



※記載したものは一部の例であり、あらゆる収入の申告が必要です。

なお、故意に収入の申告をしなかったり、不実の申告を行うと徴収金に加算額が上乗せされたり、刑事告訴の対象となりますので十分に気をつけてください。

## 就労収入の控除について

収入申告を正しく行えば、次のような控除や、収入として認定しない取り扱いができることがあります。「控除」とは収入から一定の金額を差し引くことです。控除された金額は手元に残ることになります。

### ○基礎控除

就労収入がある場合、給与総額に応じて生活保護法で定められた金額が控除されます。これは受給している方への自立に向けた経済的・精神的支援です。

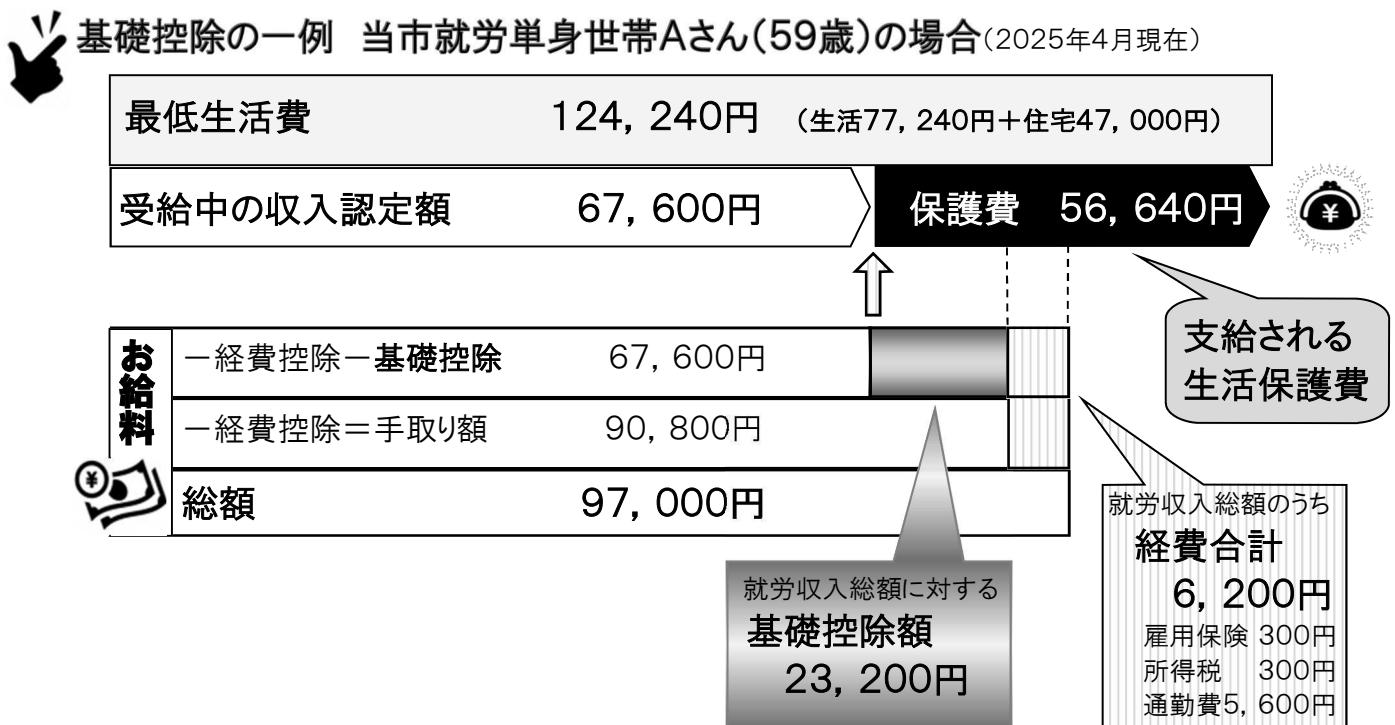
### ○20歳未満控除

20歳未満者が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。

### ○その他必要経費

社会保険料、所得税、通勤交通費などの就労収入を得るために必要と認められる経費が控除されます。

※農業収入や事業（自営）収入の場合は異なる控除等があります。



### 高校生のアルバイト収入の取扱いについて

高校生のアルバイト収入のうち、授業料等の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学、専門学校等の入学金積立など、世帯の自立に充てられると認められるものは、収入として認定しない取扱いとなります。

ただし、収入申告がなかったり、申告が遅れると控除が受けられなくなることがあります。詳細はケースワーカーにご相談ください。



### ○ケースワーカー（福祉事務所の職員）

ケースワーカーとは、生活保護を受給する方の困っていることへの解決や自立を目指す上でどうすればよいのかと一緒に考え、手助けをする者です。

また、ケースワーカーは生活状況の確認や、相談に応じるために定期的にお住まいを訪問します。

なにか生活上の問題があれば、遠慮なくご相談ください。

### ○民生委員

お住まいの各地域には、生活に困っている方の相談に乗ってくれたり、単身高齢の方の見守りなどをしてくれる民生委員がいます。

福祉事務所と協力関係にありますので、お近くの民生委員にもご相談ください。

### ○その他の相談・連携機関

川口市長寿支援課、障害福祉課、子育て支援課、子育て相談課、介護保険課のほか、地域包括支援センターや障害者相談支援センター等と連携し、世帯の自立に向けて支援を行います。

個人情報は堅く守りますのでご安心ください。



---

---

---

---

---

---

---

---

## 【相談窓口】

川口市役所 生活福祉1課・2課

川口市中青木1-5-1 川口市役所第三庁舎2階

電話: 048(258)1110 (市役所代表)

電子メール: 083.01500@city.kawaguchi.saitama.jp

## 【郵送あて先】

〒332-8601

川口市青木2-1-1 川口市役所生活福祉1課・2課

川口市社会福祉事務所 2025年7月改訂

